

社会福祉法人 宇陀市社会福祉協議会

役員（理事・監事）の報酬等に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員（理事・監事）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（報酬等の支給）

第2条 本会の会長（以下「会長」という。）がその職務を遂行するために行う業務の報酬として、月額：40,000円を支給する。ただし、本会職員給与規程第2条第2項の規定を適用して支給するものとする。

2. 役員（理事・監事）が、その職務のため、理事会・評議員会・監査等に出席した場合の費用弁償として、2,000円を支給する。

3. 役員（理事・監事）が本会の職務を行うために市外に出張したときは、本会職員及び役員等の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は支払わないものとする。

（報酬等の支給方法）

第3条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関  
口座に振り込むことができる。

2. 前条第1項に係る報酬については、本会給与規程第24条の規定に基づき支給する。

3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支  
給基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。